

総合計画審議会による事務事業の外部評価結果への対応方針

平成24年4月

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	1
部課かい名	こども育成部保育課
事業名	放課後児童健全育成事業（ハード事業）
平成22年度決算額	35,015千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>事業運営の効率性や効果を示す根拠が明示されていないことや、維持管理費の育成料と市負担のあり方について課題がある。しかしながら、法的な課題を踏まえつつも、子どもたちが安全で安心して過ごせる場として、事業内容の充実を図るべき。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成及び資質向上 ・ふれあいプラザ事業との連携 <p>（他の主なコメント）</p> <p>施設設置にあたっては、基準を明確化し、社会負担の抑制を図るべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	事業運営の効率性や効果を示す根拠が明示されていないことや、維持管理費の育成料と市負担のあり方について課題がある。	今般「評価シート」の事業費には、施設整備費を記載したが、次回より事業運営の効率性や効果を示す根拠について明示するように努める。従前より市の考え方として、児童クラブ育成料と市負担の総事業費に占める割合は5対5としていたが、現在の割合は市6、育成料4となっている。児童クラブ指導員の資質の向上、教育的な付加機能を望むなど様々意見がある中で、今後児童クラブは、どのような人材で、どのような事業展開をするか、またその際の費用負担をどうするかを改めて検討する課題と考える。また、「すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にできる社会」等を目指して、25年度から新たに始まる事業展開の「子ども・子育て新システム」の案が国から提示されているが、その動向も注視しながら併せて検討していく課題と考える。
2	指導者の育成及び資質向上	保育の質を高めるために指導員の資質の向上は必須であり、研修の必要性は、指定管理者と市の双方認識は一緒である。今後も市及び指定管理者の双方で積極的に取り組んでいく。なお、指定管理者には、極力、教員・保育士など有資格者の採用を要望している。
3	ふれあいプラザ事業との連携	「小学校ふれあいプラザ運営協議会」に出席し、児童クラブの児童がプラザ事業に容易に参加できるよう対応を協議している。学校に隣接する児童クラブは、指導員の引率無くプラザへの参加が可能であるが、クラブと学校の距離が離れている場合は、指導員の引率が必要となり、クラブ運営の人手の問題が課題となっている。また、クラブの児童が参加しやすくなるようなプラザ事業の内容の充実も課題と考える。
4	施設設置にあたっては、基準を明確化し、社会負担の抑制を図るべき。	1小学校区に1箇所の児童クラブを設置するという基本的な考え方はある。施設の規模は、従前より一律一定規模の施設を設置してきたが、今後は学校の規模に見合った施設整備を検討する必要があると考える。現在の施設の一人当たりの居室面積基準は、国及び県のガイドラインを基本に策定し、定員の見直しを行うほか、新たに詳細な入所基準を設け、入所要件審査をより厳正に行うこととし、定員を超えた場合には公正な入所選考を行うなどして、新たな施設整備をはじめとした運営費用の増大の抑制を図る。また、25年度から始まる、新たな事業展開「子ども・子育て新システム」の国の案では、児童クラブの質を確保する観点から、指導員の配置、施設整備などについて国が一律の基準を設定する方向性を示しているため、その動向も注視していく。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	2
部課かい名	こども育成部保育課
事 業 名	民間保育所整備運営事業
平成22年度決算額	2,293,446千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>民間事業者の参入による待機児童数削減の取り組みとして優先度の高い事業であるが、児童一人あたりコストも高額となっており税金投入にも限界があり運用面での改善が必要。その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担のあり方を見直した、適正な保育料徴収 ・官民格差の解消 ・待機児童数のみならず潜在的な市民ニーズ把握に基づく事業展開 ・茅ヶ崎市企業等立地等促進条例を活用した企業内保育施設の設置促進 <p>（他の主なコメント）</p> <p>将来の人口動態を踏まえ、「待機児童なし」を早期に実現し、子育て世代の人口流入を促進すべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	民間事業者の参入による待機児童数削減の取り組みとして優先度の高い事業であるが、児童一人あたりコストも高額となっており税金投入にも限界があり運用面での改善が必要。	保育園の運営費は児童福祉法に定められた最低基準を維持するための費用であり、また、運営費補助金は11時間保育や定員超過の受け入れを依頼していることから、経費削減は非常に困難です。新たな事業展開として国から提示されている「こども園」などの「子ども・子育て新システム」は、保育事業に大きな影響を与えるものとなることから、これらを見据えながら将来の保育施策について検討していく必要があります。
2	費用負担のあり方を見直した、適正な保育料徴収	保育園の運営コストの見直しには、受益者負担を考慮し保育料の改定を検討するが、近隣他市とのバランスや税制改正も視野に入れ、慎重に進める必要があります。
3	官民格差の解消	公立保育園の民営化が主なものと思われるが、公立保育園は災害時の緊急保育などのセーフティネットとしての役割、また早急に取り組みなくてはならない保育サービスの実施等、迅速な対応が可能。また、平成21年2月に「公立保育園に関する今後の方針について」で示された方針に基づき、公立保育園は地域の子育て支援の核となるべく事業を展開していますが、公立保育園の存在意義や必要な園数等については、今後改めて検討すべき課題と考えています。
4	待機児童数のみならず潜在的な市民ニーズ把握に基づく事業展開	就労形態の多様化やワークライフバランスの実現などにより、保育ニーズが多様化しているなか、その現状の把握に努めながら事業展開を行っています。多様化するニーズに対応する保育サービスとしては、延長保育・一時預かり・特定保育・休日保育を行っていますが、より充実していくことが必要です。病後児保育については、中海岸保育園で開始するため、現在準備中です。

5	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例を活用した企業内保育施設の設置促進	企業内保育施設は、従業員のための子育て支援や福利厚生を充実させ、魅力ある職場やづくりや安定した労働力を確保するものですが、その結果待機児童の解消につながることから、施設設置促進に向け、設置に関する相談やアドバイス等を当該条例所管課と協議していきます。
6	将来の人口動態を踏まえ、「待機児童なし」を早期に実現し、子育て世代の人口流入を促進すべき。	待機児童解消の最も有効な手段は新規保育園の設置であることから、第1次実施計画・子育て愛プランの目標に従い、民間保育園のさらなる整備を進め、待機児童の解消に努めていきます。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	3
部課かい名	教育総務部学務課
事 業 名	市費教員任用事業
平成22年度決算額	16,466千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>学校教育の質の向上の観点から必要と考えるが、現場の困難な状況や事業によってもたらされる効果についての内容が不十分。非常勤という任用手法など、人材確保策も含めた、今後の事業展開に見直しが必要である。</p> <p>その他の意見は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県費負担教職員枠内で実施すべき。 ・ 既学校配置市費職員枠の中で事業費を捻出すべき。 ・ 配置基準の明確化による、恒常化防止 <p>（他の主なコメント）</p> <p>スクールソーシャルワーカー配置促進事業等の関連事業との関係を整理すべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	現場の困難な状況や事業によってもたらされる効果についての内容が不十分。	総合計画審議会事務事業評価ヒアリングにて用いた平成23年度事務事業評価シートには、学校が抱える困難な状況について、詳細な内容を記載するのを避けました。また、事業によってもたらされる効果としては、小学校では児童や学級の様子に応じた対応により児童が落ち着いて授業を受けらる環境作りに貢献したり、中学校の生徒指導に積極的に関わり校内の安定化に役立ったりという効果が期待できます。平成22年度に配置した学校からは、授業遅刻や授業離脱をする生徒が当初21名いたのが、校内随所で「コミュニケーション」をとり4名になった、という報告もありました。今後は、市費教員配置校からの報告を、当事者の主観による評価だけでなく客観的に検証できるものに工夫したいと考えています。
2	非常勤という任用手法など、人材確保策も含めた、今後の事業展開に見直しが必要である。	日額13,110円の非常勤嘱託職員である市費任用教員は費用対効果は非常に高いといえます。また、限られた免許所有者の小・中学校の臨時的任用職員及び非常勤職員の登録者から市費任用教員を確保しているのが現状であります。正規職員とすると、市の定数条例の見直しや、終身雇用の関係で退職手当等の支出が増大します。以上のことから、非常勤嘱託職員で今後も事業展開して行きたいと思えます。

No.	コメント	対応方針
3	<p>県費負担教職員枠内で実施すべき。</p>	<p>県における教職員の配置は、小中学校教職員定数配当方針により行われております。これにより、国に示された教職員定数に、県単分の教職員を上乗せした形で各市町村に教職員が配置されます。定数以外でも、任用要件を定め県費負担非常勤講師を配置しています。</p> <p>しかしながら、学校教育の現状は以前にも増して様々な困難性を抱えており、国や県における教員定数や加配数自体の抜本的な見直し以外には解決の方向性が見いだせない状況にあります。</p> <p>神奈川県内におきましても、多くの市町村は県や国に対して教職員の増員要望を出しながら、市や町のレベルで教員等を採用し、各学校の課題解決にあてている状況があります。</p> <p>茅ヶ崎市におきましても様々な学校課題があり、その解決に向けて市費で教員を配置し、県費負担教職員と力を合わせて喫緊の課題に対応している状況であり、多くの効果を上げております。</p> <p>現在、県や国に教員の増員について強く要望しており、それが実現するまでの間は市費でしっかり対応していきたいと考えております。</p>
4	<p>既学校配置市費職員枠の中で事業費を捻出すべき。</p>	<p>教育施設業務員、学校給食調理員等の学校配置市費職員は、再任用職員を含めて定められた配置基準に則り配置されています。また、非常勤職員は、例えば学校給食調理員であれば学校ごとに児童数の多少に応じて本務者だけでは補いきれない分を担当するために配置しており、こちらも基準に則っています。これらの学校配置市費職員枠については削減が行われており、この中から事業費を捻出するのは困難と考えております。</p>
5	<p>配置基準の明確化による、恒常化防止。</p>	<p>学年、学校、年度により配置希望の理由は様々です。市費非常勤の配置にあたっては毎回学校長から提出された希望理由を確認し、実際に学校に行き学校が抱える課題を見ることにより、配置の決定に至っています。恒常化を防止し、配置した市費教員が各学校の課題解決につながるよう、今後も配置校の決定は慎重に行います。</p>

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	4
部課かい名	文化生涯学習部スポーツ健康課
事 業 名	(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業
平成22年度決算額	56,118千円
評価の結果	継続 (実施手法の改善)
コメント	<p>(総計審コメント)</p> <p>多額な財政負担を必要とする事業であり、スポーツ振興に止まらず防災機能、さらには周辺地域を含めた市民ふれあいの場としての機能をいかに兼ね備えられるかが、投資効果を左右することとなる。</p> <p>その際の留意事項として次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 手法による事業実施は慎重を期すべき。 ・ 施設開設後のメンテナンス費用を含めた検討が必要。 ・ 立地上、防災拠点としての役割は見直しが必要。 ・ 周辺地域を含めた市の全体計画の中での位置づけに留意すべき。 <p>(他の主なコメント)</p> <p>必要最小限の施設とすべき。</p> <p>延期も含めて事業スケジュールを再考すべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	P F I 手法による事業実施は慎重を期すべき。	現在、P F I 手法を含めた最適事業手法の検討を行っており、事業の実施期間や将来の財政見通しを考慮しつつ、次代のニーズ等の変遷に柔軟な対応が可能となる管理・運営体制も視野に入れながら、慎重かつ総合的な判断に基づき、最も適正な事業手法を決定してまいります。
2	施設開設後のメンテナンス費用を含めた検討が必要。	施設開設後のメンテナンス費用については、30年間の概算費用を基本設計の中で積算しております。今後は、整備事業手法の決定に基づく詳細設計において、導入施設の仕様等を決定し、維持修繕費用等についても具体的に検討を行ってまいります。
3	立地上、防災拠点としての役割は見直しが必要。	災害の種別や復旧・復興の態様に応じ、公共公益施設としての公園の役割を担うため、設置可能な防災機能を整備してまいります。また、減災という視点から、一定量以上の雨水等への対処では、地下貯留槽を活用した公園内への一時的な受け入れなどを考慮するとともに、状況に応じた避難所等としての幅広い活用についても、今後の詳細設計等において、さらに検討を行ってまいります。
4	周辺地域を含めた市の全体計画の中での位置づけに留意すべき。	本市の都市マスタープランでの南西部地域の交流拠点としても、また、本市のスポーツ振興基本計画での重点事業としての位置づけからも、本市の全体計画の中での位置づけが整然となされているものと認識しております。
5	必要最小限の施設とすべき。 延期も含めて事業スケジュールを再考すべき。	現在、供用中の相模川河畔スポーツ公園の移転先としての整備であり、パブリックコメントや(仮称)柳島スポーツ公園施設整備推進委員会等による幅広い市民意見の聴取の中から、必要とされる施設の整備を計画しております。なお、事業スケジュールについては、基本計画にお示したとおりです。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	5
部課かい名	保健福祉部高齢福祉介護課
事 業 名	地域支援事業
平成22年度決算額	63,323千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント） 法定事業であり制度自体の必要性は高いが、事業への参加率が少なく、市民の介護予防ニーズとのギャップを解消するため、各種事業の周知方法の改善等の対策が急務である。財源については、補助事業であるとしても、具体的な到達目標（成果指標）を定めて、投入する市費の是非を判断すべき。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。 ・自治会と連携した事業への参加勧奨による利用者掘り起こし ・具体的データでの予防効果PRによる利用者掘り起こし</p> <p>（他の主なコメント） ニーズが掘り起こされるまでの間、事業規模を縮小すべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	事業への参加率が少なく、市民の介護予防ニーズとのギャップを解消するため、各種事業の周知方法の改善等の対策が急務である。	二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は、高齢者人口の概ね5%を目安として国は試算しています。茅ヶ崎市の平成22年度実績は498名で、高齢者人口の約1%となっています。今後、事業のPRにつきましては、広報やケーブルテレビなどを活用したわかりやすい内容の啓発情報を作成し、事業効果についても盛り込んでいきます。また、内容についても手法等に工夫を行い、利用者が選択可能なものとしていきたいと考えております。
2	具体的な到達目標（成果指標）を定めて、投入する市費の是非を判断すべき。	到達目標については、二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は、高齢者人口の概ね5%を目安として国は試算しています。投入すべき市費の是非については、第5期介護保険事業計画策定にあたって、事業量算出のためのシートが提示されることとなり、これらも参考に考慮していきたいと考えております。
3	自治会と連携した事業への参加勧奨による利用者掘り起こし	二次予防事業への参加勧奨については、平成23年度中は生活機能評価受診等の選定基準が定められております。また、平成24年度からは対象者全数に基本チェックリストを送付、回収し、未回収者にもフォローを行う方を計画中です。各事業への選定手順は定められており、それらに則った形で実施いたします。
4	具体的データでの予防効果PRによる利用者掘り起こし	事業参加による介護予防効果については、SF-8という健康関連QOL尺度を測定することによって、4割近い参加者が改善しているというデータが出ております。これらの結果を広報やケーブルテレビを活用した啓発情報に盛り込み、市民の皆様によりわかりやすい形で公表し、事業のPRを積極的に実施してまいりたいと考えております。

5	<p>その他、事業の今後の方向性について</p>	<p>平成22年8月の国の地域支援事業実施要綱改正に伴い、二次予防事業対象者の選定については生活機能評価を経る必要性がなくなりました。茅ヶ崎市では平成23年度を調整期間とし、平成24年度から生活機能評価を廃止することとして準備を行っています。生活機能評価を廃止することで二次予防事業の候補者の選定手順が簡便化し、より事業参加の間口が広がることが予想されています。</p> <p>地域支援事業は介護保険事業計画に位置づけられた事業の一部であり、その方向性については国の方針に則った形で実施されます。この度平成24年に第5期介護保険事業計画が策定されるにあたり、国の方針が徐々に伝えられてきています。今後の方向性については、これら制度改正の方針に配慮しながら実施してまいります。</p>
---	--------------------------	---

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	6
部課かい名	保健福祉部生活支援課
事 業 名	生活保護の決定及び実施
平成22年度決算額	3,329,530千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>国のセーフティネット施策による事業であるが、自立に向けた事業展開の強化が必要。その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労可能者への効果的な就労支援プログラムの構築 ・ 貧困の連鎖を断ち切る支援策の充実 ・ 就業拒否世帯への自立意識向上策の充実 <p>（他の主なコメント）</p> <p>高齢社会の進行による高齢者保護世帯の増加は避けられず、財源の市負担分も増加傾向であることから、負担のあり方について国全体として課題がある。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	国のセーフティネット施策による事業であるが、自立に向けた事業展開の強化が必要	就労支援につきましては、現在2名体制の就労支援員を平成24年度から1名増員する予定です。また、23年度中に、ハローワークと連携し「福祉から就労」支援事業を実施する予定です。
2	就労可能者への効果的な就労支援プログラムの構築	現在、活用している就労支援プログラムにつきましては、平成19年4月に策定したのですが、社会状況等の変化を考慮し、支援がより効果的なものとなるよう、23年度中に内容を精査し新たな就労支援プログラムを構築いたします。
3	貧困の連鎖を断ち切る支援策の充実	貧困の連鎖を防止するためには、生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援の充実が必要であることから、新たな支援策として「子どもの学習や健全育成のための支援事業」を平成24年度から実施する予定です。
4	就業拒否世帯への自立意識向上策の充実	就労が可能な世帯には、「能力に応じて勤労に励むことは、生活保護上の義務であり、（法第60条）就労活動を怠る場合は、文書指導を行い、場合によっては保護打ち切りもあり得る」ことを充分認識させた上で、支援を行ってまいります。

5	<p>高齢社会の進行による高齢者保護世帯の増加は避けられず、財源の市負担分も増加傾向であることから、負担のあり方について国全体として課題がある。</p>	<p>国としても、生活保護受給者が3月末で全国で200万人を突破したこともあり、「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催し、制度の見直しを進めています。その結果もふまえ、特に高齢者保護世帯の実情を分析し、自立支援対策を検討してまいります。（23年度）</p>
---	--	---

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	7
部課かい名	環境部資源循環課
事 業 名	リサイクルセンターの建設
平成22年度決算額	39,432千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>資源循環型社会を構築する中で、費用対効果に着目した広域連携による施設建設手法は適切であり、着実な事業進捗が望まれる。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの資源化については、環境事業センターの焼却熱量確保との調整が必要 ・税によるリサイクルコストの負担のあり方について、市民との合意形成及び啓発が必要

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	施設建設の着実な事業進捗が望まれる	平成23年6月末現在、予定通り基礎工事を終了しており、今後とも24年4月1日の稼働に向け、寒川町と連携を図りながら引き続き事業の進捗管理に努めてまいります。
2	プラスチックの資源化については、環境事業センターの焼却熱量確保との調整が必要	平成19年に行った試算によると、今後プラスチック製容器包装類が資源化された場合には、約6%程度の発熱量の減少が見込まれるが廃棄物を焼却するために必要な熱量は十分確保されております。資源化の促進に関しては、今後とも焼却施設との連携を密にしていきたいと考えております。
3	税によるリサイクルコストの負担のあり方について、市民との合意形成及び啓発が必要	本市では、資源循環型社会の構築を目指し分別収集方法の見直しを現在進めておりますが、ごみの減量化・資源化に関する市民理解をより一層深めるため、説明会の機会などを捉え、ごみ処理及び資源化にかかる経費についても情報発信に努めてまいります。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	8
部課かい名	環境部環境事業センター
事 業 名	焼却灰等有効利用事業
平成22年度決算額	42,547千円
評価の結果	拡大
コメント	<p>(総計審コメント)</p> <p>焼却灰等の有効利用による資源循環型社会構築への取り組みである一方、一般廃棄物最終処分場の利用期間の延長といった現実的な課題を兼ね備えた事業であり、手法の効率性を高め、事業の拡大を図るべきである。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理コストを踏まえた焼却灰のリサイクル目標を設定した事業展開が必要 <p>(他の主なコメント)</p> <p>溶融化は高コストであることから、他の手法を模索すべき。</p> <p>焼却灰の溶融のみならず、ゴミの分別徹底や生ゴミ資源化などの取り組みを含めての議論が必要。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針	
1	手法の効率性を高め、事業の拡大を図るべき	現在、溶融については、より資源化率の高い業者の選定や、セメント化に向けては、県の検討部会に参加して研究しています。また、人口砂化に向けては、民間事業者に本市の焼却灰のサンプリングをしてもらい、処理可能かどうか調査してもらっています。いずれにしても、計画に沿って拡大、推進して行きます。	
2	処理コストを踏まえた焼却灰のリサイクル目標を設定した事業展開が必要	現在行っている溶融では、委託先の事業者で焼却灰の65%強が資源物として利用されており、35%弱が水分として蒸発しています。他のセメントや人口砂においても水分の蒸発があり、全量を資源化しても最大で60%前後になります。焼却灰の処理量に合わせてリサイクル目標を設定していくことは可能です。	
3	溶融化は高コストであることから、他の手法を模索すべき	人口砂として資源化する方法については、溶融に比べコストは1トン当たり1万円くらい安くなりますが、温度が1,000度と低いので、人工砂への鉛の残留の問題があり検討の必要があります。	また、セメント化については、県を通じ引き合いがあるのは、焼却灰のみでコストは人工砂と同じくらいで、安全性は高いが、飛灰は生飛灰として搬出して塩分除去ができればセメント化は可能であるが、本市の設備の改造や県の許可等が必要になり、現段階では引き合いがありません。飛灰をエコセメントにする方法がありますが、コストが溶融処理より1トン当たり2万5千円くらい高いので全量セメント化すると溶融とコストは同じくらいになります。現在は、放射能問題で受け入れ先の自治体が拒むケースもあり、焼却残さの処理が滞ることのないよう引き続き慎重にセメント化や人工砂化を検討していきます。

4	ごみの分別徹底や生ゴミ資源化などの取り組みを含めて議論すべき	資源循環課との関係で、平成23年度から全市的にびん、缶、ペットボトルの分別収集方法の変更や、一部地域における容器包装プラスチック、金属の分別を始めており、24年度より全市で実施すると、生ゴミの量が減量できます。生ゴミ処理機の普及事業も資源循環課で実施しており、ごみ減量化に向けて施策を進めています。これらの施策と併せて議論を進めていきます。
---	--------------------------------	--

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	9
部課かい名	都市部都市政策課
事 業 名	コミュニティバス運行事業
平成22年度決算額	125,309千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント） 市場ベースで成立するビジョンを示し、赤字ありきの事業展開からの脱却を図り、公費支出の削減を図るべき。 その他留意する事項は、次のとおり。 ・委託経費の算定方法の見直し ・路線バスとの相互利用可能な運賃制度の導入などの利便性向上策による収益増加 ・沿線住民が主体となった事業展開</p> <p>（他の主なコメント） 利用者の増加実績は評価できる。 デマンド交通など、路線沿線の住民ニーズを取り入れ、サービス提供手法を充実すべき。 ニーズをとらえた運行ダイヤを設定してもなお利用者の少ない路線は、撤退も含めた検討が必要。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	市場ベースで成立するビジョンを示し、赤字ありきの事業展開からの脱却を図り、公費支出の削減を図るべき。	コミュニティバスは、交通不便地区にお住まいの皆様や高齢者等の移動の支援とともに、元気なお年寄りの増加や人の移動に伴う商業等の活性化等多面的な役割を担っております。今後も、さらに利用しやすいバスとするため、効果的な改善を行い利便性の向上や経費削減を図るとともに、限られた予算のなかで最大限の効果が発揮できるよう事業を推進してまいります。また、適正な公費負担の割合については、今後議論してまいります。
2	委託経費の算定方法の見直し	茅ヶ崎市乗合交通整備計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって市内公共交通の利便性向上を図っていくこととなっていることから、毎年事業者と運行協定を締結し、事業者にも運行経費節減等一定の努力を求めています。運行経費については、人件費、車両償却費、修繕費、運行諸経費（燃料費、清掃費、一般管理費、その他経費）であり、経費の算出については、交通事業者が毎年度、国へ提出している「一般乗合旅客自動車運送事業要素別原価報告書」等を根拠に算出しています。
3	路線バスとの相互利用可能な運賃制度の導入などの利便性向上策による収益増加	利用状況や運行経費等を総合的に勘案しながら、コミュニティバスと路線バスの乗り継ぎシステムや運賃の見直し等のサービス向上についてもあわせて検討してまいります。
4	沿線住民が主体となった事業展開	これまでのコミュニティバスの運行改善においても、沿線住民の皆様と協力しながら進めてきており、地域住民の皆様も地域のバスとして認識いただいています。今後も、さらに運行改善や利用促進等に主体的に関わっていただくよう工夫してまいります。

5	<p>デマンド交通など、路線沿線の住民ニーズを取り入れ、サービス提供手法を充実すべき。ニーズをとらえた運行ダイヤを設定してもなお利用者の少ない路線は、撤退も含めた検討が必要。</p>	<p>今後、地域住民のニーズに見合った交通手段を構築していくために、デマンド型交通や乗合タクシー導入、コミュニティバスのルート見直しや撤退等について、公共交通のあり方を協議する場として、交通事業者、学識者等で構成する地域公共交通会議を平成23年度中に設置し、地域の皆様や関係者との合意形成を図りながら、住民のニーズに沿った質の高い公共交通サービスを多様な視点から議論してまいりたいと考えます。</p>
---	---	--

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	10
部課かい名	都市部景観みどり課・建設部公園緑地課
事 業 名	清水谷・市民の森の法制度活用による保全事業
平成22年度決算額	4,470千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）・拡大
コメント	<p>（総計審コメント） 北部丘陵地域の自然環境保全は重要な事業であるが、公有地化を推進する場合には多額の予算を必要とすることや事務執行体制を見直すなど、計画的かつ効率的な事業展開が求められる。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部局の一元化による効率的な進行管理 ・2地区一体的な事業展開 ・想定される総事業費を含めた事業計画を市民に示し、市民意識高揚を図る ・市民意識の動向を踏まえたなかで、ナショナルトラスト等を含めた土地取得手法の見直し

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	北部丘陵地域の自然環境保全は重要な事業であるが、公有地化を推進する場合には多額の予算を必要とすることや事務執行体制を見直すなど、計画的かつ効率的な事業展開が求められる。	公有地化につきましては、現在積立を進めております緑のまちづくり基金の活用により対応を図りたいと考えております。今後、基金の活用に関するルールを清水谷の長期的な公有地化シミュレーションを踏まえながら明確にし、計画的かつ効率的な事業展開を進めてまいります。
2	担当部局の一元化による効率的な進行管理	本事業は従前は公園みどり課が一元的に行ってまいりました。 新総合計画の政策・施策と組織体制の整合を図るため実施いたしました平成22年4月の組織改正以降、公園管理を所管する建設部公園緑地課とみどりの保全を所管する都市部景観みどり課が役割分担しながら事業を進めておりますが、担当部局の一元化につきましては、円滑な事業推進を見据えながら、今後の組織改正における検討案件としてまいります。
3	2地区一体的な事業展開	市民の森につきましては、市民が集う公園としての機能を充実し、都市公園化をめざしております。一方、清水谷につきましては、現状凍結的な保全を目的に「特別緑地保全地区」の指定を行うため、必然的に機能や役割は別のものと考えております。しかしながら、公費を投入し、保全を進める以上、市民の利用についても一定の配慮をする必要があり、機能分担を図りながら、貴重な自然とふれあう環境学習の場等の活用を図ってまいります。
4	想定される総事業費を含めた事業計画を市民に示し、市民意識高揚を図る	北部丘陵地域の自然環境の保全に関する施策展開につきましては、積極的に周知を進め、市民意識の高揚を図りたいと考えておりますが、事業費につきましては、緑のまちづくり基金の活用ルールを作成するなかで対応していきたいと考えております。

5	市民意識の動向を踏まえたなかで、ナショナルトラスト等を含めた土地取得手法の見直し	自然豊かな環境を将来に渡って継続的に残していくことに賛同いただける市民・企業と歩調を合わせながら、ナショナルトラスト的な土地取得の手法についても検討も進めてまいります。
---	--	--

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	11
部課かい名	建設部道路建設課・建設部道路管理課
事 業 名	矢畑萩園線歩道設置事業
平成22年度決算額	56,997千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>幅が狭く、段差の多い歩道の安全性確保への取り組みとして事業手法を見直したなかで、着実な事業進捗が必要である。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金を活用して事業推進すべき ・ 地権者に加えて地域、利用者を含めた事業推進気運の醸成 <p>（他の主なコメント）</p> <p>市内の都市計画道路でさえも事業進捗していない現状を踏まえると、事業完成の困難度は高い。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	幅が狭く、段差の多い歩道の安全性確保への取り組みとして事業手法を見直したなかで、着実な事業進捗が必要である。	用地買収が困難な箇所についても、狭い歩道の中で段差の解消を進めてまいります。
2	国庫補助金を活用して事業推進すべき。	浜之郷矢畑区間においては、平成4年度より通学路の整備のため、「交通安全施設等整備事業」の国庫補助金を活用して事業に着手し、その後、平成20年度より国庫補助金を「まちづくり交付金」に変更して事業を継続してまいりました。 歩道拡幅に必要な幅員が片側1mであったため、補償の対象が国庫補助となり難い部分が多い事業ではありましたが、今後事業を行う萩園今宿区間においては、国や県と協議し「社会資本整備総合交付金」の有効な活用を図ってまいります。
3	地権者に加えて地域、利用者を含めた事業推進気運の醸成。	事業の説明会を行い、地権者や地域住民の意向を確認しながら方針を決定し、事業の推進を図ってまいります。
4	市内の都市計画道路でさえも事業進捗していない現状を踏まえると、事業完成の困難度は高い。	住居建て替えの際には法的に制限をかけられる手続きを利用しながら、事業を進めてまいります。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	12
部課かい名	建設部道路管理課
事 業 名	橋りょう耐震補強等整備事業
平成22年度決算額	71,212千円
評価の結果	拡大
コメント	<p>(総計審コメント) 東日本大震災による市民ニーズの高まりを受け、地震発生時の利用者の安全及び緊急輸送路確保の観点から早期の対策完了が求められる事業であるが、耐震化と長寿命化の同時進行といった実施手法や阪神淡路大震災をベースとした構造指針による補強整備に課題が残る。 その他留意する事項は、次のとおり。 ・ストックマネジメント計画に基づく事業実施 ・費用対効果が高い契約となっているか、事後であっても検証が必要</p> <p>(他の主なコメント) ストックマネジメント計画策定までは、耐震工事を先行した事業展開とすべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	耐震化と長寿命化の同時進行といった実施手法に課題が残る。	耐震化と長寿命化を同時進行とした方が事業費の削減や事務の効率化が図られるため同時進行としています。
2	阪神淡路大震災をベースとした構造指針による補強整備に課題が残る。	現在の耐震基準は阪神淡路大震災をベースとした耐震補強基準となっており、国の交付金事業を活用しながら事業を実施するには本基準に沿った耐震補強工事となります。東日本大震災を受け今後の基準の見直しについては課題となっています。
3	ストックマネジメント計画に基づく事業実施に留意すること。	平成23年度から平成24年度で策定予定の「長寿命化修繕計画」のなかで、市の管理する全橋について効率的・効果的な維持管理の方針を策定し、ストックマネジメント計画に基づく事業を実施します。
4	費用対効果が高い契約となっているか、事後であっても検証が必要な点について留意すること。	費用対効果については工事発注前の設計業務委託において耐震補強の方法や長寿命化に係る修繕の方法について複数の方法を比較検討し、費用対効果の高い手法を用いています。今後多様な角度からあらゆる時点において費用対効果の検証に努めます。
5	ストックマネジメント計画策定までは、耐震工事を先行した事業展開とすべき。	長寿命化修繕計画は平成24年度末に策定される予定であり、平成25年度以降の事業実施については耐震化と長寿命化との整合が図られ、より効率的・効果的な事業展開が図れます。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	13
部課かい名	経済部産業振興課
事 業 名	企業等の誘致・立地支援事業
平成22年度決算額	0円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>市のビジョン、方針が不明確であり、事業推進への姿勢が感じられない。全庁横断的な取り組みが必要であり、事業手法の改善が必要と考えられる。</p> <p>その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社への誘致PRなど、市外への事業展開。 ・地元産業資源を活用した6次産業化支援など、産業振興策を軸とした事業展開。 ・企業の環境施策をターゲットとした事業展開 <p>（他の主なコメント）</p> <p>税制優遇措置については、税負担の公平性の観点から、丁寧な説明が必要。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	市のビジョン、方針が不明確であり、事業推進への姿勢が感じられない。	平成23年4月1日付で施行した「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」では、現在の市内事業者や未利用地の状況を鑑み、従来の企業誘致を念頭に置いた条例の考えを継承しつつ、市内事業者の設備投資や地域貢献といった操業に対する支援を新たに盛り込み、市内事業者に継続的に市内で事業を営んでもらえるように支援をしていく方針です。
2	全庁横断的な取り組みが必要であり、事業手法の改善が必要と考えられる。	本条例の進行管理については、当面財務部、保健福祉部・子ども育成部・環境部・下水道河川部といった関係部課、さらには茅ヶ崎商工会議所と連携しておこないます。なお、今後「1～6の対応方針」に基づき、他の部局との連携や事業手法の改善も必要になってくると考えます。
3	本社への誘致PRなど、市外への事業展開。	見本市（テクニカルショウヨコハマ、ひらつかテクノフェア）や各種フェアにて出展企業・来場者への周知、また神奈川県企業立地促進協議会や神奈川県産業振興センター等が所管する媒体を用いて情報発信するとともに、条例の対象となるような企業があれば、随時訪問して企業誘致を進めます。 また、本市の土地利用方針にあった業種の誘致に結びつけるための体制づくり、環境づくりの検討を進めます。
4	地元産業資源を活用した6次産業化支援など、産業振興策を軸とした事業展開。	当課が実施している産業連携啓発事業において、農・商・工・水産といった地元の産業資源を使った地産地消（茅産茅消）の取り組みの連携をさらに深めます。 また、産業活性化資源を広く捉え、事業化に向けた視点に重点を置いた施策展開に努めます。

5	企業の環境施策をターゲットとした事業展開。	環境部と連携を図り、それぞれの支援策を併せて事業者等に伝え、相乗効果を得るように取り組みます。
6	税制優遇措置については、税負担の公平性の観点から、丁寧な説明が必要。	事業者に対する税制優遇措置は、将来的な税収の確保・企業誘致・雇用の創出など、公益上の理由から不均一課税としています。 なお、事業者に対しては、市税の軽減により活用可能となった資金の再循環を促すことが、本条例の趣旨の一部である旨を丁寧に説明していきます。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	14
部課かい名	経済部拠点整備課
事 業 名	浜見平地区拠点整備事業
平成22年度決算額	100,146千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント） 総事業費を予測した全体計画による進捗管理が必要。最適な事業手法を選択しながら、周辺地域の利便性向上を図る事業展開とすべき。 その他留意する事項は、次のとおり。 ・市実施事業分の市民への可視化 ・計画における津波対策の検証及び見直し</p> <p>（他の主なコメント） 周辺地域の再整備を併せて実施すべき。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	総事業費を予測した全体計画による進捗管理が必要。	民間活力導入に係る事業費の不確定要素を考慮し、当面は予測される最大事業費をベースに計画を管理し、民活による削減幅が確実に見込まれる段階で事業費の変更を行っていきます。また、浜見平地区まちづくり計画に掲載されている事業スケジュールを基本とした毎年度の進捗率を、UR都市機構との連携により明示化していくこととします。
2	最適な事業手法を選択しなかせら、周辺地域の利便性向上を図る事業展開とすべき。	民間活力を導入した最も費用対効果に優れた手法の選択にすでに着手しています。今後周辺住民の意見の聴取に努め、さらなる利便性向上につながる施設建設を実施していきます。
3	市実施事業分の市民への可視化	現在実施中の左富士通りの電線類地中化工事、松尾川緑道化工事については、周辺の住民に情報提供を行いながら実施しています。今後は一定の区間の完了・供用開始のタイミングで全市的に広報を行っていきます。
4	計画における津波対策の検証及び見直し	これまでの防災計画は火災被害の防止を主眼としてきましたが、今後は県の被害想定の見直しを視野に入れ、津波発生の際の避難場所を確保するため、建設予定の公共公益施設の階層のかさ上げや避難動線の確保を図っていきます。また、UR都市機構の住宅への避難協定を進めるとともに、周辺住民の避難スペースを今後の住宅設計に盛り込んでもらえるよう働きかけていきます。

5	周辺地域の再整備を併せて実施すべき	今年度実施している暫定自転車駐車場整備のように、団地だけでなく南西部の防災拠点・生活拠点として機能するよう、住民の要望等を十分に聴いた上で、建設部や都市部など他部局関係各課とも協議し、意見を取り入れながら整備していきたいと考えています。
---	-------------------	--

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	15
部課かい名	企画部広域事業政策課
事 業 名	北部地域道路整備事業
平成22年度決算額	23,273千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント） 斎場建設に伴う要望道路と県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備の2つの目的を併せ持った事業であり、スケジュールに沿った完成が求められるが、国県補助金などの財源活用を積極的に図るべきである。</p> <p>（他の主なコメント） 里山公園周辺地域全体のビジョンに基づく道路整備とすべきであった。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	スケジュールに沿った完成が求められるが、国庫補助金などの財源活用を積極的に図るべきである。	北部地区道路については、[県立茅ヶ崎北部丘陵公園（仮称）周辺地域整備構想]に基づき整備を推進しています。幹線道路であるメインエントランス、芹沢中ノ谷線を除き幅員が4.5～7.0mと狭小であるため、国庫補助採択基準に該当がなく、事業当初より神奈川県市町村振興補助金を活用しています。この補助金は、H24年度に制度の見直しが予定されていますが、市道8570号線、8571号線については、平成25年度の全面開園予定である県立茅ヶ崎里山公園の外周道路であり、公園整備と一体を為すため県に一層の支援を働きかけていきたいと考えます。
2	里山公園周辺地域全体のビジョンに基づく道路整備とすべきであった。	道路整備については、県立公園を誘致する際、公園整備は県、道路整備は市と役割分担を決める中で整備計画を立案したものであり、平成4年6月にまとめた県立茅ヶ崎北部丘陵公園(仮称)周辺地域整備構想では、「里山公園西側及び里山公園メインゲートへは幹線道路を配置します。また、地域の諸機能配置のための地域内道路を配置し、地域全体が一体的連携感を持つよう配慮する」とあります。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	16
部課かい名	企画部情報推進課
事 業 名	情報システム最適化の推進
平成22年度決算額	111,491千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント） ホストコンピュータシステムのオープン化は、一定の運用経費の削減効果が期待できるが、自治体クラウドの進展など環境の変化に即した事業手法の転換が求められる。 その他留意する事項は、次のとおり。 ・ 国が推進するモデル事業等への参画による財源確保 ・ 職員の使い勝手よりも費用対効果が高まる事業手法へ転換すべき</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	<p>ホストコンピュータシステムのオープン化は、一定の運用経費の削減効果が期待できるが、自治体クラウドの進展など環境の変化に即した事業手法の転換が求められる。</p> <p>国が推進するモデル事業等への参画による財源確保</p>	<p>現在推進している情報システム最適化につきましては、平成21年度末に策定した「茅ヶ崎市情報システム最適化計画」に基づいて実施しています。この計画を策定しました平成21年度の時点では、自治体クラウド開発実証は総務省事業として行われてはおりましたが、その結果は出ておらず、平成22年度末まで実証スケジュールが延伸されました。</p> <p>計画策定の中では、平成24年7月に住民基本台帳法の法改正施行に対応しなければならないこともあり、総務省事業ではありますが、実証結果が出ていないものに対して意思決定することはできず、自治体クラウドの利用は見送った経緯がございます。</p> <p>しかしながら、今後につきましては開発実証も進んでいることなどから、モデル事業への参画については震災や洪水対策も含めた中で検討していきます。</p>
2	<p>職員の使い勝手よりも費用対効果が高まる事業手法へ転換すべき</p>	<p>市民サービスの低下をまねかないように、これまで蓄積された業務を効率的に行い、本市の業務に合ったパッケージ導入等により経費削減を図りながら、費用対効果と業務効率を勘案した中で情報システム最適化を推進していきます。</p> <p>また、パッケージを導入するにあたっては、費用対効果を最大限に高めるため、次の点に留意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カスタマイズを行うことなく業務をパッケージに合わせに行きます。 2 茅ヶ崎市の業務形態に一番近いものを選択します。 3 これまで蓄積された業務を効率的に行うため、機能強化を行います。 4 費用も勘案した総合評価方式を取り入れ、費用対効果を最大限に高めてまいります。 5 公開型プロポーザルにより広く募集を行います。 6 他システム等との検証を常に行ってまいります。

1. 総合計画審議会評価結果

番 号	17
部課かい名	総務部市民自治推進課
事 業 名	市民活動団体・民間非営利組織の支援
平成22年度決算額	22,230千円
評価の結果	継続（実施手法の改善）
コメント	<p>（総計審コメント）</p> <p>市民活動の活性化と市民活動団体の自立を促進する環境整備は、新しい公共を形成する上でも重要な事業であるが、補助金申請団体数の伸び悩みなど支援手法を見直す時期にきている。その他留意する事項は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の自立を目指したステップアップ支援策の充実 ・他の支援制度との切り分け、支援ターゲットの明確化 ・サポートセンターの機能周知 <p>（他の主なコメント）</p> <p>共同募金など市の外部の基金との関係について検討すべき余地がある。</p>

2. 評価結果への対応方針

No.	コメント	対応方針
1	補助金申請団体数の伸び悩みなど支援手法を見直す時期にきている。	申請団体数の減少を踏まえ、平成20年度において、限度額や助成回数等の見直しを行っています。附属機関において、定期的に事業の振り返りや、22年度においては制度改善の議論を行っており、23年度において見直しを行います。また、市民が市民を支える意識を醸成していくため、今回のNPO支援税制の周知と合わせて、寄附者の拡大を図っていきたいと考えます。
2	市民団体の自立を目指したステップアップ支援策の充実 他の支援制度との切り分け、支援ターゲットの明確化	成果には結びつかなかったものの、平成22年度において、市民活動団体へのダイレクトメール、情報の早期周知に取り組みました。サポートセンターでの助成に関する掘り下げた相談も増えていることから、市民のみなさんによる自主的・自発的な取り組みの推進という視点で、協働の意見交換会時の周知や各課からの情報提供等により、効果的な支援に結びつけていきたいと考えます。
3	サポートセンターの機能周知	指定管理者と綿密に連携しながら、情報発信機能の強化や、団体の基盤強化や人材の掘り起こしにつながる魅力ある事業の展開により、年間利用者数やガイドブック掲載団体数の増加につなげていきたいと考えます。
4	共同募金など市の外部の基金との関係について検討すべき余地がある。	NPO法に定める17分野における市民活動を幅広く網羅するため、また、基金の財源や他制度との整合等を慎重に行った上で、制度設計を行い導入したものであるが、今後も、附属機関での意見聴取や市民活動団体のニーズの把握に努めるとともに、他の基金との役割分担を明確にすることで、相乗効果を発揮して、よりよい市民活動支援制度を目指していきたいと考えます。